

# 平成 30 年 7 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

平成 30 年 6 月 14 日 午前 10 時開会  
午前 11 時 11 分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 平敷 昭人          委 員 新崎 速          委 員 喜友名 朝春  
委 員 玉城 きみ子      委 員 松本 廣嗣      委 員 照屋 尚子

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	教育指導統括監	與那嶺 善道
参 事	當間 正和	総 務 課 長	識名 敦
教育支援課長	佐次田 薫	施 設 課 長	賀数 朝正
学校人事課長	古堅 圭一	県立学校教育課長	半嶺 満
義務教育課長	宇江城 詮	保健体育課長	平良 朝治
生涯学習振興課長	城田 久嗣	文化財課副参事兼史料編集班長	西江 幸枝
義務教育課指導主事	新垣 典彦		

## 4 議事関係

### (1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

### (2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第 2 号及び第 3 号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

### (3) 平成 30 年第 6 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 30 年第 6 回議事録を承認した。

### (4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、照屋委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」に対する意見）

【説明（生涯学習振興課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 教育長 この条例の内容については、前もってご説明した内容であります。手続き的に地教行法で意見を聴取するという手続きがあるものですから、こちらの方で意見聴取に対して異議がないというふうに回答を差し上げました。
- 玉城委員 先程のご説明にもありましたけれども、新規条例の概要を見た時に、やはり施設の管理・使用に関するものが4条から9条までを占めていて、今後社会教育のための施設が充実していくのだなということが大変実感できます。また、使用料におきましても、かなり県民にとって利用するうえで配慮がなされていて、とても素晴らしいことだと思います。新図書館ができる所は利便性が大変高いということから開館後は色々な団体の申し込みが殺到するのではないかとということが予想されます。既に申し込みもあるということを知っておりますが、今後は先着順でそれを決めていくということをお聞きしましたが、図書館という立場から、地域や学校の図書館関係や読書等に関係する団体等のものにつきましては配慮がなされるのかということが一点、もうひとつ、第6条に「公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」とございますが、具体的にはそれはどのような場合なのかということを少し教えていただきませんか。
- 生涯学習振興課長 施設の利用につきましては、あくまで図書館でございますので、まずは図書館が独自で利用することが大前提でございます。図書館として研修会とか色々行っておりますので、これだけでも一定の利用が見込まれております。その他の空いている時間について、他の方にご利用いただくというところでございますが、おっしゃるとおり図書館関係とかですね、図書館に関わる業務は当然優先して使用許可を行うこととなります。そのうえで空いている場合、その他一般の方々が図書館という行政財産の使用の目的に沿った形のもので認めることとなります。もう1点の減免につきましては、一般的な使用許可と同じ形になろうかと思いますが、詳細につきましては規則等で規定することとなります。
- 玉城委員 規則の中で分かるわけですね。
- 生涯学習振興課長 はい。
- 教育長 これは、今想定されている、例えば図書館協議会とかそういう所が使う場合

は免除とかいう話になるのですか。

- 生涯学習振興課長 図書館協議会は図書館として設置しておりますので無償です。
- 教育長 減免ではなく、最初から発生しないということですか。
- 生涯学習振興課長 県の図書館協議会であれば、県として設置しておりますので独自使用ということになります。また、今後の検討ですけれども、市町村の図書館関係でありますと、全く行政目的に沿っていますので免除になる可能性も考えております。
- 教育長 通常はですね、市町村が使う場合や、県が主催、共催する場合とか、公の施設の場合は基本的なルールがありますので、それに沿った形の規則制定になるかと思えます。あとは、例えば、ているののような所は施設の設置目的からしてそういう関係団体が使う場合は免除しますというようなものがありますので、それに沿った、図書館関連の団体が使う場合とか、そういうものは免除という話になるのではないかと思うのですが、外部の団体が使う場合はそういう手続きがされるのではないかと思います。これは、具体的には生涯学習振興課長が言っていたように、条例だけで決めるのではなく、規則の中で定める形になります。
- 生涯学習振興課長 補足ですが、図書館はビジネス支援とか沖縄の課題解決に資するという業務を担っていますので、ビジネス支援のセミナーとか商談会みたいなものも、そういう視点に合致しているとなれば、もちろん使用を認めますし、場合によっては、減額使用許可ということも十分可能かと考えております。
- 玉城委員 そういうことを規則の中で基準みたいなものを設けていくわけですか。
- 生涯学習振興課長 おっしゃる通りです。
- 喜友名委員 いよいよ新図書館が設置されるということで、大変期待しています。わくわく感と言いますか、これからの沖縄の発展におおいに期待できるのではないのかと思います。よく言われるのですけれども、現代は「不確定の時代」と言われておりまして、将来を予測することが困難な状況があります。併せて、グローバル化が進んでいて、100人いれば100人違う考え方をしているというようなこともあって、多様な時代を迎えていると思っているわけです。それだけに、お客様の求める情報、多岐に渡っている課題が多くあると思えますが、図書館の役割がますます向上していくのかなと思っております。そのような中で今回条例を制定するということについては、図書館の円滑な運営、それと条例第1条に掲げている設置の理由の実現に向けて大きく貢献するというふうに期待しております。ひとつ希望として付け加えておきたいことは、本県はグローバル化も加わった形で、毎年1000万人近くの観光客が来ており、これから滑走路が1本増えることだけでもやはり将来来るお客様が非常に多いので

はないかと思っております。沖縄の文化を大切にいただいている外国の方々も沖縄に来る機会が増えているような印象ですが、やはり設置の意見の内容では、「県民の生涯学習の場となる社会教育のための施設」としての設置ではあるのですが、さらに外国から来るお客様の情報収集の場として、それから沖縄の魅力を世界に伝えていく、沖縄らしい知的拠点というのでしょうか、そういう特徴も持っていて整備していただきたいと希望を申し上げておきたいと思っております。

- 生涯学習振興課長 コンセプトとしまして雇用ビジネス支援というものがございしますが、沖縄の文化の継承・発展ということも当然に含んでおりますし、モノレール駅と直結していて交通の拠点にもなっておりますし、観光客もたくさんいらっしゃるだろうということも当然想定しておりますし、近くには県の観光施設も設置されますので連携を取りながらやっていきたいという予定はしているところでございます。
- 喜友名委員 ありがとうございます。

#### (6) 議案審議

議案第1号 平成31年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、平成31年度に使用する教科用図書の採択基本方針について説明を行った。

【質疑等】

- 教育長 只今の基本方針の中身は9ページ、10ページになるわけですね。
- 義務教育課長 はい。
- 新崎委員 意見になりますが、採択基本方針についてはかなり綿密にまとめられているのではないかと思います。採択の基準、それから方法、結果の公表等かなり整理をしているとともに、各校種ごとに多様な観点から評価出来るように調査の観点等、採択に関わる考えがきめ細やかに示されており、この考えや方針に従って調査研究を行い適切に判断していけば公正、適正な評価が出来るものというふうに思っております。それから勉強会で出されていたのですが、基本方針や調査の観点に即した調査研究資料でしょうか、これも教科ごとに各出版社の教科用図書の観点別の評価資料が作成されています。各地区採択協議会での調査作成資料だとか、より公正な判断に資することが出来るのではないかと思います。審議や調査を重ねられて、方針や調査の観点など分量のある資料をまとめられた関係者の方々のご尽力に敬意を表したいと思っております。それから一点だけ質問したいのですが、9ページの1番の「小学校で使用する特別の教科」の中の（1）が採択基準、（2）が採択方法というのがありますが、（3）に「採択の結果及び理由等の公表について」とあり「採択権者は、教

科書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。」となっています。努力事項になっているのですけれども、教育委員会や採択地区協議会の規定等における努力事項というのは、どのように判断すればよいのか少し教えていただきたい。

- 義務教育課長 この件につきましては、採択権者の方に委ねられていて、こちらとしては求められたら公表するようにと定めているところであります。
- 新崎委員 公表してもよい、公表しなくてもよいですよということなのか、それとも、やはり基本的に、公表出来ない場合というのはある程度想定されていると思います。ですから、努力事項は、公表するように最大限に努力するということなのか、やってもやらなくてもよいという定義なのか。行政における努力事項というのは大体どういうものなのかということを知りたいと思います。
- 新垣指導主事 文部科学省の方から通知が出されているのですが、採択地区での公正、公平な審議が出来るような形をとって欲しいということで、県としてのスタンスは基本的に採択地区の意思を優先するということが基本にあるので、強く「しなさい」というような指示のような形はとれず、中立の立場です。
- 新崎委員 教育委員会からの指示が出来るかどうかではなく、努力事項をどういうふうに判断するのかということなのです。分かりました。これについては後でまた教えてください。
- 教育長 基本的に公表に努めるというのは、それを尊重してということになりますかね。
- 義務教育課長 はい。採択権者の意思を尊重するという形になると思います。
- 新崎委員 例えば教育委員会の議事録の公表についても努力事項なのですね、行政でよく色んな規定の中に「努力すること」という努力事項が付いているのですが、それをどう解釈したらよいのか、一般に言われる、やってもやらなくてもよいという意味なのか、また違った意味合いを持っているのか、例えば教育委員会の議事録の場合、努力事項となっているのは、職員が十分でない小規模教育委員会の場合は、なかなか議事録作成まで手がまわらないということがあって、こういう場合はいいですよという解釈になっているのですが、この場合はどうなのかという意味で質問しているのですね。後でまた教えてください。
- 玉城委員 この教科書採択スケジュールを拝見しますと、本年度から連続して3年間小中学校の教科書の採択が行われるわけですけれども、平成31年度に使用する教科用図書の採択基本方針の中の(1)採択基準についてのアの部分で、「採択権者の権限と責任において採択における適正、公正を期すること」とありそれが最も遵守する

ことが重要だと捉えています。採択者が適正、公正に行うことが出来る環境を整えることがとても重要で、同時に採択者の推薦にあたってはその辺を考慮していくことが重要ではないかなと捉えています。今年の採択については、学習指導要領の先行期間である次年度 2019 年度の教科書の選定になるため、その教科用図書調査研究資料が平成 26 年度審議会の調査委員会のものが使用されるということを勉強会で伺いましたけれども、指導要領の完全実施が再来年 2020 年になりますので、それに繋ぐためにも教科書の選定に際して地域の教育資源が活かされて教科横断的学習が出来るような配慮が必要ではないかと考えています。また同時に、社会に開かれた教育課程と言われておりますので、保護者や地域の方々のコメントを協議の中に十分に反映されるようにして欲しいと願っています。ここで一点質問ですけれども、今回に引き続き次年度も教科書が採択されるということで、大変この期間が短いのですが、その場合今年も来年も同じ方が引き続き採択にあたるのか、次年度はまた新たな方が選出されるのか、その方向性について伺いしたいと思います。

- 義務教育課長 採択については、市町村とか、私立の学校であれば学校長が審議会を結成して採択をします。したがって、メンバーについては必ずしも今年と同じとは限りません。
- 玉城委員 これは市町村に任されるのですか。
- 義務教育課長 任されております。
- 玉城委員 県の方からは。
- 義務教育課長 県の審議会についてはまた新にメンバーを選定して対応することになります。方針の面です。
- 玉城委員 その方針の中に、例えば、連続して教科書の採択が行われる時に、同じ方ではなくて半分は今年やった方、新たな人が入るとかそういうことの文言等は入らないわけですね。
- 新垣指導主事 審議会ですか。ないですね。
- 玉城委員 市町村に完全に任されるということで。
- 義務教育課長 はい。
- 玉城委員 市町村に任されるということですね。でも指導は出来るのですか。
- 義務教育課長 指導といいますか、助言になります。今の委員のご意見を地域の教育

資源を活かせるよう助言は出来ます。

- 玉城委員 要望は出来るのですね。出来ましたら、同じ方が引き続きやるというよりは、半分は今回学んだことを次年度に活かせるような方と、また新たな視点で教科書を見る方が半々いらっしやると適正、公正な教科書採択に向けて話し合いが活性化出来るのかなと思いましたので、蛇足だと思いましたが申し上げたところです。
- 教育長 具体的なことを指導、助言するということではなく、そのような視点もありますということ伝える形で出来るかですね。
- 喜友名委員 9ページの採択基本方針の(1)採択基準についてのイ「採択に当たっては、採択地区の自然的環境、経済的・歴史的・文化的諸条件などを総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。」というふうに基準が作られているのですが、例えば、私は時々、離島過疎地域の教育について質問させていただいているのですが、いわゆる離島過疎地域に住んでいる子供達と都市地域に住んでいる子供達の教育環境或いは社会環境というようなものが、違いが大きいということもあるのですが、そういうものも含めてですね、やはりこのイの事項がどのような形で反映されているのかなと思います。
- 義務教育課長 採択地区の環境によって違うということにどのように対応しているかということですね。沖縄県は今、7つの採択地区に分けられていますので、宮古、八重山、竹富、本島4地区で採択しておりますので、同じような地域の採択地区を定めて、そこで行っていますので、環境については同環境ということで対応していると考えております。
- 喜友名委員 教育庁として全体を見渡した場合に、その地域の状況も反映された教科書採択が出来ているという認識をしているということによろしいですか。
- 義務教育課長 はい。
- 教育長 実際、出来上がっている教科書の中から採択するわけですね。そうすると、その自らの協議会の中でどの教科書がよりふさわしいかというのは、こういう視点を踏まえながら選び出されるということですよ。
- 喜友名委員 結果としては、ほぼ似たような教科書になるということなのですかね。
- 教育長 多少、色んな表記の仕方に違いはあるでしょうけれども、選定するにあたってこういう視点も踏まえながらという意味で書いているのですよね。
- 義務教育課長 そうです。

- 喜友名委員 やはり教育の大きな目標は生きる力を育んでいくことだと思いますので、そのためには、地域資源の活用であるとか地域の文化の活用であるとか色々出てくると思うのですが、本土と違って、島嶼県として、沖縄本島そのものが島嶼ですから、そういう意味でそのあたりに生きる力とどういうふうに結びつけて教科書を選定したのかなと疑問を持ちましたから、質問をいたしましたので、そういう配慮をなさっていただきたいと思います。
- 照屋委員 先程玉城委員がおっしゃったことと関連しますけれども、保護者の皆さんにも、どういった観点で教科書が選ばれたのかとか、次年度はこの教科書を使いますよという展示があると思うのですが、その展示会に多くの保護者の方に興味を持っていただいて足を運んでいただきたいと思っているのですが、なかなか学校から配布されたプリントだけでは伝わらない部分があると思います。例えばなのですが、PTA研究大会などの大きな大会がありますよね、そういった時に各地区の教科書を展示してもらうとかの方法も考えられるのかなと、そうすれば多くの保護者の方が興味を示してみてくださいかなと思いましたがけれども、そういったことは検討なさっていますか。
- 義務教育課長 現在、那覇市の場合は学校で持ち回りの展示会を行っております。PTA研究大会で各地区の教科書を展示することは時期的に難しいかなと。
- 照屋委員 総会だと5月とか6月とかですよ。
- 義務教育課長 今は、事務所で展示したりだとか、学校で持ち回りで、今週はこの学校、次の週はこの学校というふうに行っております。
- 照屋委員 できたら、多くの方に見てもらいたいと思うのなら、PTAの皆さんが集まる場所で行うことも1つの手かなと思います。
- 教育長 只今の件は、どういう方法が出来るのかは少しまた検討してということ。
- 玉城委員 展示期間というのは決められていると思いますけれども、それはどれくらいですか。
- 新垣指導主事 文部科学省から指示があるのですが、今年は6月15日からスタートして14日間ということです。
- 玉城委員 2週間ですね。
- 照屋委員 これは文部科学省から期間が指定されて決められているのですか。



- 新垣指導主事　そうです。
- 教育長　これは指示なのですか。
- 新垣指導主事　通知です。
- 新崎委員　協議会の運営に関わることですが、昨年もそうなのですが、最近一部の採択地区で採択をめぐる地域住民だとか関係団体との意見の対立が続いているように思います。昨年は採択に基づく対立が大きくなっていったのではないかというふうに思うのですが、民主国家ですから、意見の違いですとか批判というのはあるだろうと思うのですが、やはり採択に支障の出るような過度の対立、混乱というのは問題だと思います。この点については市町村の教育委員会と採択地区協議会の問題だと思うのですが、やはり子供達の学習に影響しそうなこういう混乱というのは避けなければならないだろうと思います。先程、見本本の展示公開期間の話がありましたけれども、こういうものもやって、色々と地域住民の意見も聞こうとしているわけですよね。採択後まで主張してくるのは、意見聴取がしっかり出来ていないのか、或いは、意見聴取が出来るのはいつまでかということをちゃんと周知出来ているのかという点ではないかと思います。やはり混乱を避けるためには、ルールがあるのだと周知をすることが大事なのかなと思います。採択地区協議会の問題だとは思いますが、こういう混乱が生じることは非常にまずいですので、子供達が気持ちよく学びに向かえるような環境を作ってあげることが大事だと思いますので、県教育委員会としても指導助言や支援が出来るとあるのですよね、ですからその辺をしっかりと市町村教育委員会や採択協議会にも色々と状況を把握するなどして調整をして、混乱が生じないようにしていただきたいと思います。これは意見です。たぶん、県教育委員会として働きかけはしていると思うのですね。
- 義務教育課長　そうですね。公平公正に採択をして、採択されたらもうあとは、その通りにするしかないです。
- 新崎委員　市町村教育委員会と採択協議会はよく知っていると思うのですが、やはり他の意見を主張してくる団体には周知出来ていないと思います。その辺をしっかりと周知するようにした方がよいと思います。批評や批判と、攻撃は違いますからね。攻撃をした場合にはこれを許さない方がよいと思うのです。この辺、しっかりと区別をつけて周知出来るものは周知してもらい理解を求めて欲しいというふうに思います。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

- 教育長 先程、生涯学習振興課が行った報告事項1の中での説明で訂正があります。
- 生涯学習振興課長 発言を訂正させていただきます。先程、使用料の減免について、詳細は教育委員会規則で今後定めるというふうに申し上げましたが、詳しく調べましたところ、使用料の徴収権限は知事の権限となっております。使用料の減免につきましても、知事の規則で定めることとなります。規則そのものは条例の委任を受けて制定するので、議会議決後制定するということとなりますが、現在、事務方で調整中でございます。「沖縄県立図書館の使用料の徴収に関する規則」という規則を現在予定しているところでございます。ちなみに、あくまで事務局案でございますが、市町村が主催する講演会等につきましてもは免除したいと考えておりますし、或いは図書館協会、協議会なども免除にしたいと考えております。さらには、読書活動を目的とする非営利の団体が読書会や研修会をする場合も減免したいというように事務局では考えていますが、最終的には知事権限での規則制定となりますので、以上、訂正させていただきます。
- 教育長 では、教育委員会会議で諮る規則ではなくて知事決裁という形ですね。
- 生涯学習振興課長 知事決裁となり、教育委員会会議に諮る規則ではございません。
- 教育長 それでは、協議会は発生しないのではなく、減免なのですね。
- 生涯学習振興課長 予定ではそういうこととなります。
- 松本委員 今のような、知事部局への教育委員会からの意見というのは、反映させることが出来るのですか。
- 生涯学習振興課長 事務方として調整して参りますので、事務レベルでということにまずはなろうかと思いますが、出来るかと思えます。

議案第2号 学校職員の人事について（非公開）

議案第3号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他  
特になし

(8) 閉会  
平敷教育長が閉会を宣言した。